

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成25年2月14日(2013.2.14)

【公表番号】特表2012-513916(P2012-513916A)

【公表日】平成24年6月21日(2012.6.21)

【年通号数】公開・登録公報2012-024

【出願番号】特願2011-543614(P2011-543614)

【国際特許分類】

B 4 3 K 29/00 (2006.01)

B 4 3 K 29/12 (2006.01)

B 4 3 K 27/08 (2006.01)

B 4 3 K 23/08 (2006.01)

【F I】

B 4 3 K 29/00 C

B 4 3 K 29/12

B 4 3 K 27/08

B 4 3 K 9/00 F

B 4 3 K 29/00 Z

【手続補正書】

【提出日】平成24年12月21日(2012.12.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

筆記用具であって、(a)向かい合う第1及び第2の末端部を有する本体と、(b)前記第1の末端部から延びる第1のマーキング要素と、(c)前記第2の末端部から延びる第2のマーキング要素と、(d)前記第1の末端部と前記第2の末端部との間の前記本体に結合される少なくとも1つのシートディスペンサーと、を含み、

前記シートディスペンサーが、(i)前記本体の上に配置される基部と、(ii)前記基部に着脱自在に係合可能なカバーと、を含み、前記ディスペンサーが、前記筆記要素の中心線に沿って軸方向に配置される、筆記用具。

【請求項2】

前記ディスペンサーの前記基部が、前記本体と一緒に形成される、請求項1に記載の筆記用具。

【請求項3】

前記ディスペンサーの前記基部が、(i)実質的に平らなプラットフォームであって、その一部分が前記本体の上に配置される、プラットフォームと、(ii)前記プラットフォームから横方向に延びる後壁及び側壁と、を含む、請求項1に記載の筆記用具。

【請求項4】

前記基部の前記プラットフォームが、前記後壁に対して遠位である露出端部を有し、前記プラットフォームが、その縁部に沿ってサイドチャネルを有する、請求項3に記載の筆記用具。

【請求項5】

前記ディスペンサーの前記カバーが、上面と、前記上面の中点あたりに配置されるスロットと、側壁と、前記上面から横方向に延びる後壁と、を有する、請求項1に記載の筆記

用具。